

## 総合評価方式（建設工事）の地域精通・貢献度の評価における 評価項目の追加について【令和7年6月より適用予定】

### 1 地域貢献度の評価における評価項目の追加

地域維持型維持修繕業務委託を実施する建設企業は、社会資本の整備・維持修繕はもとより、県民の安全・安心の確保のため重要な役割を担っていますが、休日・夜間の作業等も多く、労働者への負担や企業の継続的な経営面で危惧されているところです。

特に、小規模業務（土木）においては、倒木処理や事故対応などの日々の業務に加え、台風や災害時の巡視、道路規制など昼夜を問わず様々な対応を数多く実施しています。また、雪氷業務においても、昨年度の例では、1月24日から25日にかけて降り続いた大雪の際、一刻も早く幹線道路通行止を復旧するため、3日間昼夜にわたる除雪作業を行うなど、負担が大きい業務となっています。

このような中、令和6年4月より時間外労働の上限規制が適用されることから、日々の労働時間の管理や上限規制の適用に対応した環境整備、人材の確保・定着に向けた労働環境の向上等が求められます。県としても、引き続き県民の安全・安心を確保していくためには、地域維持業務を担う建設企業の経営基盤を強化することが必要と考えています。

以上のことから、地域維持業務の中で特に重要な①小規模業務と②雪氷業務を、総合評価方式（建設工事）における地域貢献度の評価項目として、令和6年度からの「地域維持型維持修繕業務委託（小規模業務）元請実績」および「地域維持型維持修繕業務委託（雪氷業務）元請実績」を評価します。

### 2 対象工事

土木一式工事

### 3 評価項目

大項目	中項目	小項目	評価基準	配点	評価基準	
地域精通度・貢献度	地域貢献度	地域維持型維持修繕業務委託（雪氷業務）元請契約実績	有	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度又は令和7年度における四日市建設事務所発注の地域維持型維持修繕業務委託元請契約実績の有無により評価します。</li> <li>・地域維持型維持修繕業務委託元請契約実績は、建設共同企業体の代表者を含む全ての構成員を評価の対象とします。</li> <li>・ただし、乙型に関しては、地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づき、「雪氷業務」が分担する業務に含まれない場合は、評価の対象としません。</li> </ul>	
			無	0		
		地域維持型維持修繕業務委託（小規模業務）元請契約実績	有	5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度又は令和7年度における四日市建設事務所発注の地域維持型維持修繕業務委託元請契約実績の有無により評価します。</li> <li>・地域維持型維持修繕業務委託元請契約実績は、建設共同企業体の代表者を含む全ての構成員を評価の対象とします。</li> <li>・ただし、乙型に関しては、地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づき、「小規模業務」が分担する業務に含まれない場合は、評価の対象としません。</li> </ul>
			無	0		

### 4 適用

令和7年6月1日以降に公告を行う案件から適用します。

#### 【問い合わせ先】

三重県四日市建設事務所 保全室 保全課 TEL:059-352-0671  
 総務・管理室 総務課 TEL:059-352-0660